

資料3-3

「緑の広域計画」の策定について

兵庫県 まちづくり部 公園緑地課

緑の広域計画の意義

- 都市緑地行政において、都道府県は特別緑地保全地区における許可事務、都道府県の設置に係る都市公園の整備・管理など、重要な役割を担ってきたが、計画制度は法律上の定めがなかった。
- 一方で、緑地を質・量両面で確保していくためには、都道府県が、一の市町村の区域を超える広域的な見地から、都道府県における緑地の確保・配置やネットワーク形成の方向性を示すとともに、各市町と連携しつつ、総合的かつ計画的にその保全・創出の取組を行うことが必要である。
- このため、令和6年の都市緑地法改正において、都道府県が、緑の基本方針に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（緑の広域計画）を定めることができることとなった。

緑の広域計画に概ね定めるものとされる事項

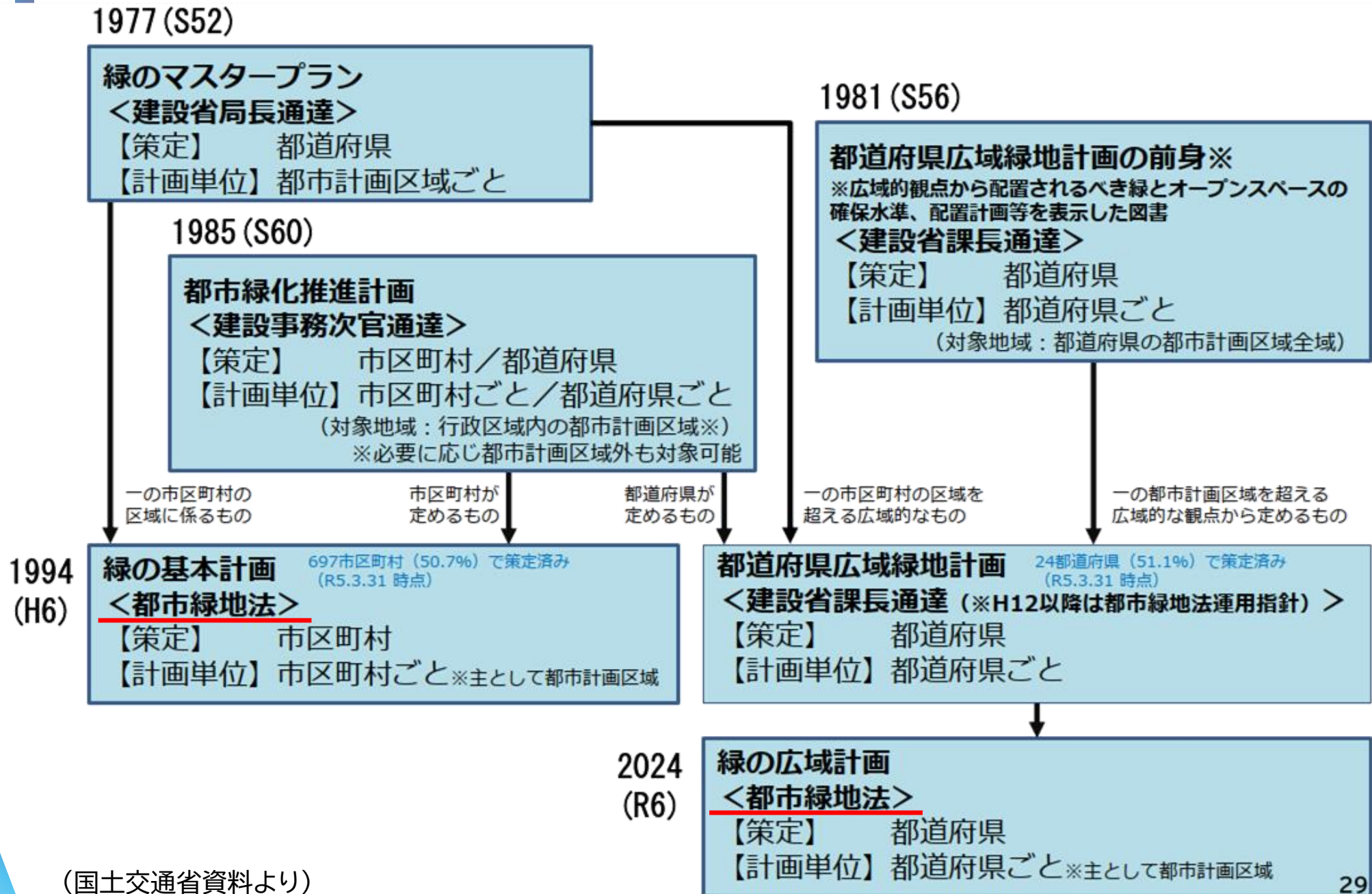
	広域計画に定める事項 (都市緑地法に規定)	国の「緑の基本方針」において広域計画に定めることが望ましいとされた内容 赤字…ひょうご花緑創造プランの内容と関連するもの
全体的な内容	1 緑地の保全及び緑化の 目標	都道府県の実情に応じた適切な目標及び関連する指標 等 (基本方針で示した緑被率、気候変動対策、生物多様性確保、Well-being向上等の目標を踏まえる)
	2 緑地の保全及び緑化の推進の 方針 に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 広域的・骨格的な緑地※配置の方針 ※都市公園、複数の市町村にまたがる河川敷緑地、大規模な特別緑地保全地区や風致地区 等 都市の緑地をグリーンインフラとして効果的に活用する方針 (+緑地が果たす役割) 民間企業や NPO 法人、住民等と連携した緑地の管理・運営の方針 等
	3 緑地の保全及び緑化の推進のための 施策 に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 水と緑のネットワーク形成や生物多様性の確保 防災・減災等に資する都市公園の整備・管理 緑地保全地域の指定、特別緑地保全地区の指定・拡大 公共公益施設や民有地の緑化の支援 緑地の保全及び緑化の推進のための普及啓発・環境教育 都市緑化基金の活用 民間企業や NPO 法人、住民等の多様な主体との連携・協働を促進する仕組みの構築 流域治水等の関連施策との連携 市町村における基本計画の参考となる観点や施策の具体例等
個別施策	4 都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項	都市公園の整備及び管理の方針、配置計画、具体的な整備及び管理の内容等
	5 町村の区域内の緑地保全地域内における行為の規制又は措置の基準	緑地保全地域(注)内における行為の規制又は措置の基準 (注)・都市計画法の地域地区として、都道府県(市の区域内にあっては、当該市)が決定 ・緑地保全地域が定められた場合、都道府県又は市は当該緑地保全地域内の緑地の行為の規制又は措置の基準を定める ※県内には緑地保全地域なし
	6 特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項	特別緑地保全地区(注)内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理の方針 (注)・都市計画法の地域地区として、市町村(10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県)が決定 ・土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県(市の区域内にあっては当該市)に対して、土地の買入れの申し出が可能 ※県内には県が規制主体となる特別緑地保全地区なし

等に関する施策の展開方策

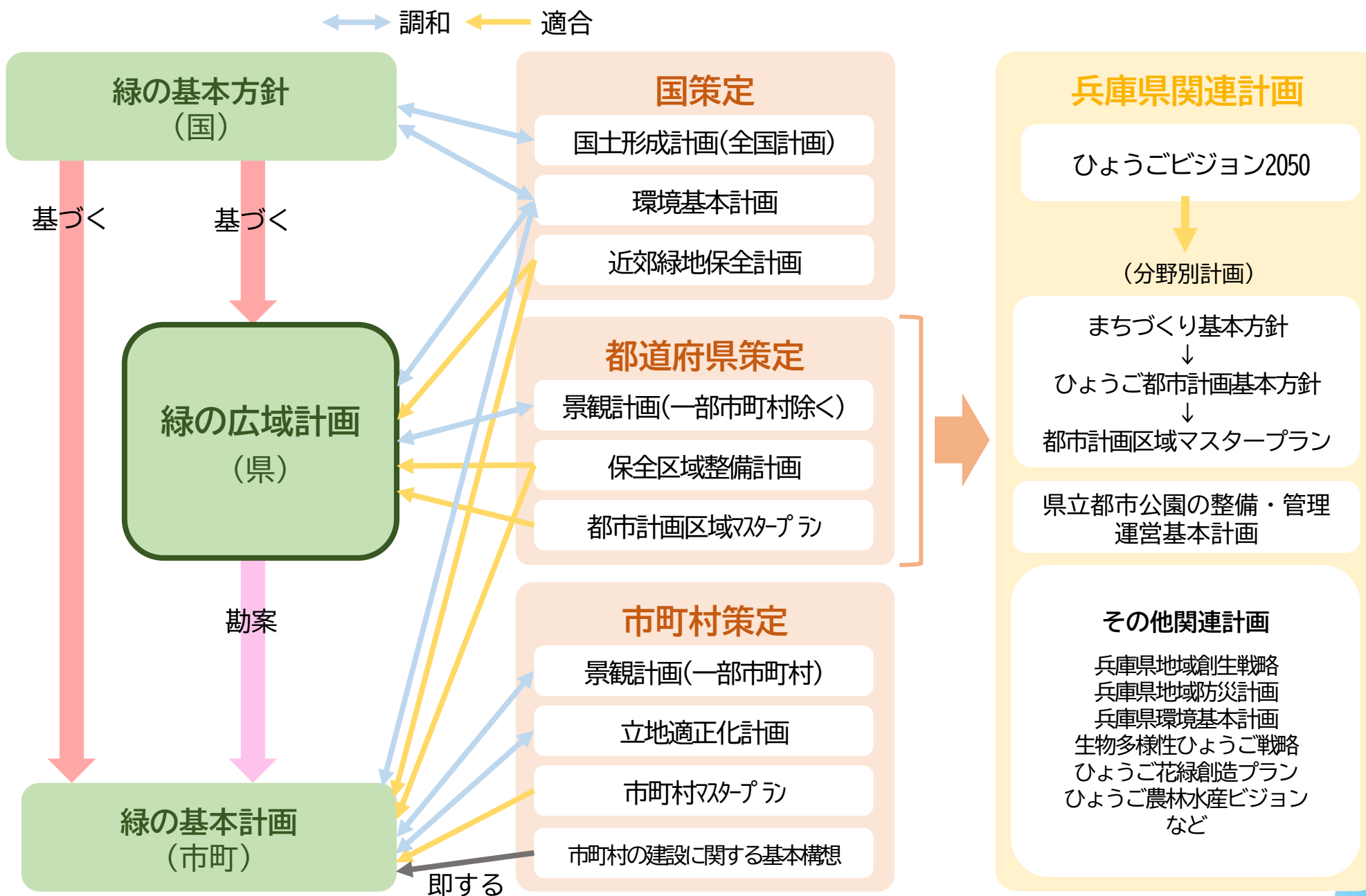
ご議論いただきたい点

		広域計画に定める事項 (都市緑地法に規定)	ご議論いただきたい点
全体的な内容	1	緑地の保全及び緑化の目標	目標及び指標の設定にあたり、重視すべき潮流や視点はないか
	2	緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項	県土の特性に応じた広域的・骨格的な緑地※の配置方針について ※都市公園、複数の市町村にまたがる河川敷緑地、大規模な特別緑地保全地区や風致地区 等
	3	緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項	・市町の基本計画や都市計画区域マスタープランなど、関連する計画との整合性 ・参考とすべき施策や、多様な主体との連携・協働を促進する仕組みについて
個別施策	4	都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項	「県立都市公園の整備・管理運営基本計画」など、関連する計画が考慮されているか
	5	町村の区域内の緑地保全地域内における行為の規制又は措置の基準	県内に緑地保全区域が無い現状で、行為の規制又は措置の基準を設けるか
	6	特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項	県が主体となる特別緑地保全地区が無い現状で、土地の買入れ及び買入れた土地の管理の方針をどこまで定めるか

緑の広域計画、緑の基本計画の変遷



関連計画との関係



兵庫県 緑の広域計画の対象区域

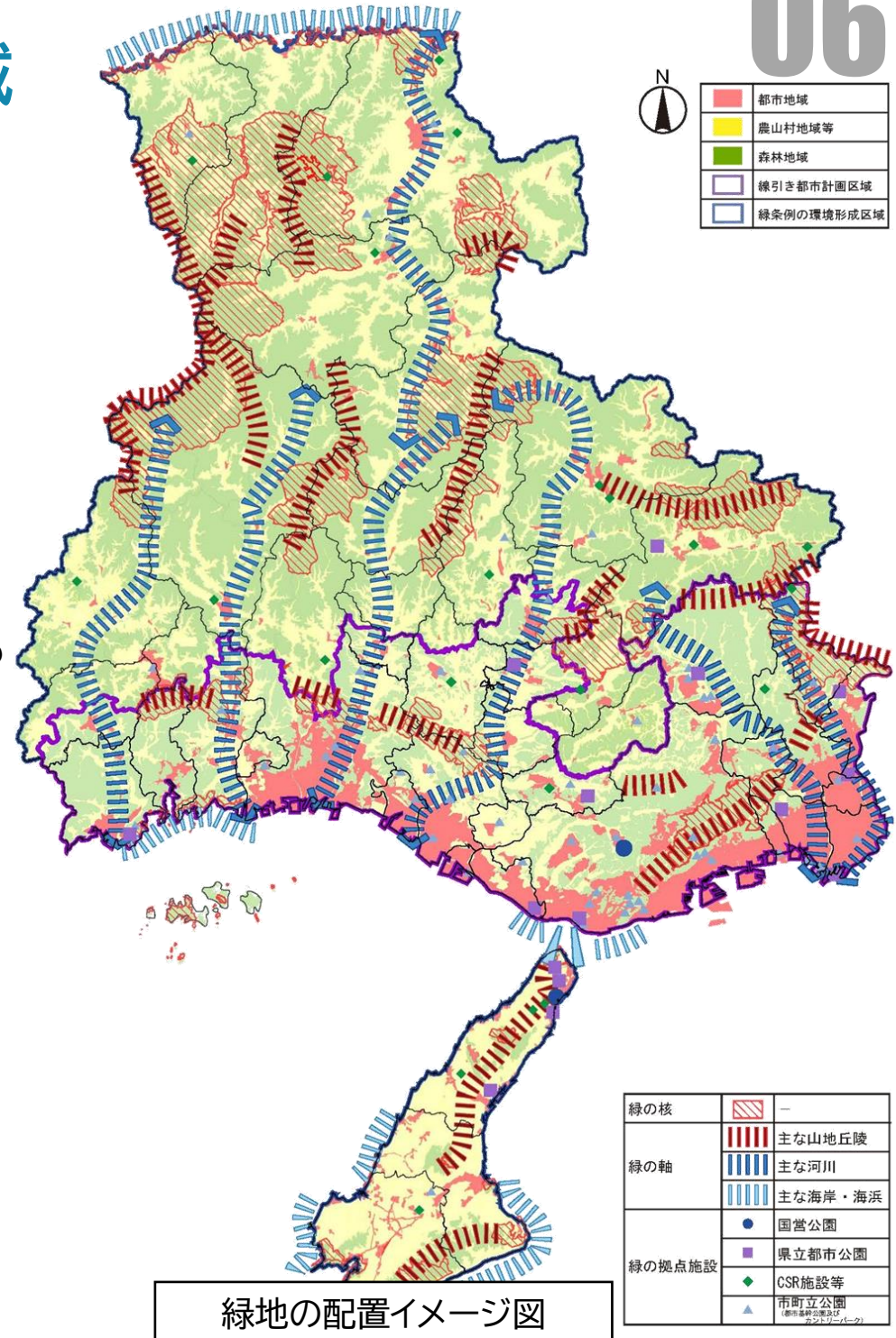
以下の理由により、対象区域は**県全域**とする

都市緑地法運用指針より

- 緑の広域計画は、**都市計画区域外の緑地の状況も** **勘案**して、都道府県が設置する都市公園、複数の市町村にまたがる大規模緑地や市街地を取り囲む農地、河川沿いに広がる樹林帯といった都道府県にとって根幹的な緑地など、**緑の基本計画では扱うことが難しい規模、連続性を有する緑地**についても対象とすることが望ましい。

兵庫県の現状(ひょうご花緑創造プラン等)

- ひょうご花緑創造プランでは県全域を対象としている。
- 緑豊かな地域環境の形成に関する条例(通称:緑条例)に基づき、都市計画区域外も、緑地の確保等に関する基準に適合するよう誘導している。
- 都市計画区域外の自然公園や山地丘陵、河川、都市公園等も県土の緑のネットワークを構成する重要な核・軸になっている。



「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」の概要

広域計画に定める事項	国の「緑の基本方針」において広域計画に定めることが望ましいとされた内容
都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項	都市公園の整備及び管理の方針、配置計画、具体的な整備及び管理の内容等

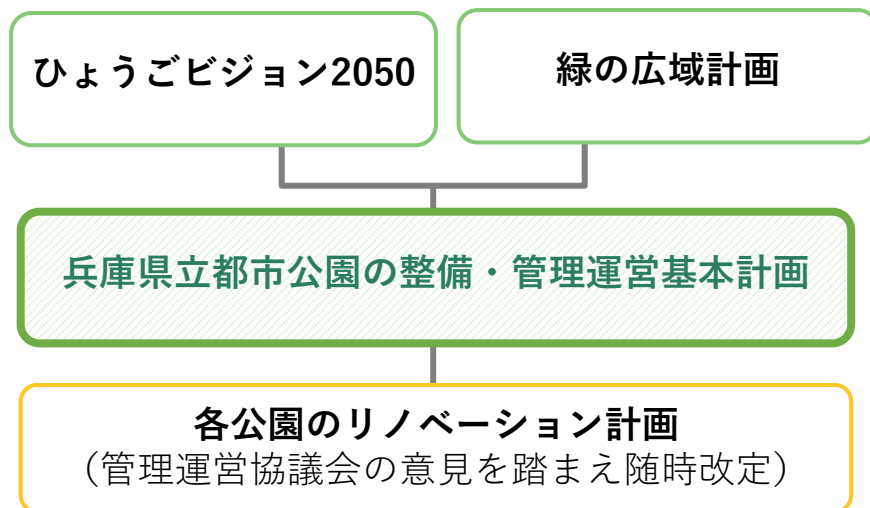
計画趣旨

- ・ 県立都市公園の整備・管理運営方針の基本となる方針。R7年度で最終年度を迎えるため改定を行い、5つの施策方針と10の施策を設定した。
- ・ 基本計画は県立都市公園の基本的な方針を定めることとし、公園ごとの具体的な取組は、管理運営協議会等での意見を踏まえ、各公園のリノベーション計画に位置付けて推進することとしている。

計画期間

- ・ 計画期間は、2026（R8）年度～2035（R17）年度の10年間

計画の位置づけ



緑被率について

緑地及び緑被率の定義

- 「緑地」は、都市緑地法第3条第1項において、「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」と定義されている。
- 「緑被率」は、上空から見た際の、平面的な緑地の「量」に関する指標であり、緑地に覆われている土地(緑被地)の面積の割合として算定される。

参考 都市緑地法における緑地に含まれる土地

分類	内容	類する土地(農地を含む)
樹林地	当該土地の大部分について樹木が生育している一団の土地であり、樹林には竹林も含まれる。	屋敷林、庭園、街道の並木 梅林、茶畑、果樹園等
草地	当該土地の大部分が草で被われている土地であり、ゴルフ場のような人工草地も含まれる。	花畑、市民農園のような野菜畑、採草放牧地等
水辺地	池沼、河川、海、湖等の水面を含むそれらの周辺地域である。	湿地帯、蓮田等
岩石地	当該土地の大部分が岩石で被われている土地又は岩石が風化して角礫を多く含んだ状態の土地をいい、具体的には、海浜の岩礁地、溶岩台地等をいう。	砂丘地等

緑被率の調査・算定方法

1 調査手法

- 緑被率は一般的に、航空写真又は衛星画像を元データとして用いて、上空から土地被覆を自動又は手動で判読した緑被分布図を作成して算定する。
- 下記表の内、今回はコスト面から、**JAXA(宇宙航空研究開発機構)**が公開している**オープンデータを基に緑被率を算定**する予定。

2 一般的な算定手法

- 国が策定中の「緑被率の算定手法の手引き」が令和8年度頭に公開予定。

精度レベル	作業内容
解像度10m程度	JAXA等が無償で公開している土地被覆のオープンデータを用いて算定する。
解像度1～5m程度	高解像度の衛星画像を購入し、GISにより自動判定を行い算定する。
解像度10～30cm程度	超高解像度の航空写真や衛星画像を購入し、GISによる自動判定の後に手動で確認を行い補正し算定する。

※GISはGeographic Information System(地理情報システム)の略で、場所(地図)と情報を結びつけて扱う仕組みの総称。

